

平成25年8月吉日

「取引先に増税分の価格を転嫁できるか心配だ…」
 「値札は税率が上がるたびに貼り直す？」
 「増税分の還元セールを行ってもよいの？」
 「同業者と話し合っって税額の表示方法を統一したい」
 「注文から納品までのどの税率が適用される？」



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2

技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

電話 025-280-1111

……など、関心をお持ちの方にお勧めです！

ミニ・セミナーのご案内

「消費税率 UP に伴う法律問題」

拝啓 残暑のみぎり、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご存じのとおり消費税率が平成26年4月から8%、平成27年10月から10%に引き上げられます。そこで、今回は、「消費税率 UP に伴う法律問題」と題して、中小企業・小規模事業者の円滑かつ適正な価格転嫁をサポートする法律である「転嫁対策特別措置法」を中心に、取引や価格設定にあたっての注意点など重要ポイントを分かりやすくお話しいたします。講師は、中小企業団体中央会で消費税転嫁相談窓口の担当経験もある渡辺伸樹弁護士です。

参加希望の方は、本用紙に所定事項を記入の上、FAXにて9/17(火)までにお申込み下さい(先着20名様限定)。

敬具

<講師> 弁護士 **渡 辺 伸 樹** (新潟事務所所属)

<日時> 平成25年9月18日(水) 午後3時~4時30分

<会場> 技術士センタービル I-8階 B会議室

新潟市中央区新光町10-2(県庁近く) *駐車場あり

<参加費> 2,000円(税込み) *当日、会場にて申し受けます。

*特典1: お二人目からは1,000円 *特典2: 無料相談券をプレゼント中。

~お知らせ~ 次回のミニ・セミナーは、10月22日(火)午後3時~を予定しています。

「未払残業代を請求される?~予防と対策~」講師: 弁護士 五十嵐亮・社会保険労務士 内山雅視

FAX (025) 280-1552 【消費税率 UP に伴う法律問題 セミナー申込用紙】

事業所名・参加者氏名			
住所	(〒 -)		
質問事項			
電話		FAX	

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ [今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要]